

## 令和5年度砂利採取業務主任者試験実施のお知らせ

令和5年度砂利採取業務主任者試験については、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、次のとおり実施します。

項目	内容		
1 試験期日及び試験時間	令和5年11月10日(金)午前10時から正午までの120分とする。		
2 試験地及び試験場所	(1) 試験地 札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、根室市、倶知安町、江差町及び浦河町 (2) 試験場所 受験票により受験者に通知します。		
3 試験科目	(1) 砂利の採取に関する法令 (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)		
4 受験願書の提出先	受験希望地に所在する(総合)振興局の産業振興部商工労働観光課に提出してください。		
5 受付期間及び受付時間	令和5年9月21日(木)から同年10月12日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時45分から午後5時30分までとする。 なお、郵送等の場合は、令和5年10月12日(木)までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。		
6 提出書類	(1) 受験願書(砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)様式第9によること。) (2) 写真(縦6センチメートル、横4センチメートルとし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。)		
7 受験手数料	受験手数料(8,200円)は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれを貼り付けてください。		
8 各(総合)振興局等担当窓口	受験に関して不明な点があるときは、最寄りの各(総合)振興局等担当窓口で照会してください。		
	(総合)振興局等名	担当課係名	電話番号
	空知総合振興局	産業振興部商工労働観光課指導保安係	(0126) 20-0062
	石狩振興局	産業振興部商工労働観光課指導保安係	(011) 204-5180
	後志総合振興局	産業振興部商工労働観光課主査	(0136) 23-1364
	後志総合振興局	小樽商工労働事務所	(0134) 22-5525
	胆振総合振興局	産業振興部商工労働観光課指導保安係	(0143) 24-9591
	日高振興局	産業振興部商工労働観光課商工労働係	(0146) 22-9281
	渡島総合振興局	産業振興部商工労働観光課指導保安係	(0138) 47-9460
	檜山振興局	産業振興部商工労働観光課商工労働係	(0139) 52-6641
	上川総合振興局	産業振興部商工労働観光課指導保安係	(0166) 46-5941
	留萌振興局	産業振興部商工労働観光課主査	(0164) 42-8442
	宗谷総合振興局	産業振興部商工労働観光課指導保安係	(0162) 33-2926
	林-ツク総合振興局	産業振興部商工労働観光課指導保安係	(0152) 41-0637
	十勝総合振興局	産業振興部商工労働観光課主査	(0155) 26-9045
釧路総合振興局	産業振興部商工労働観光課主査	(0154) 43-9183	
根室振興局	産業振興部商工労働観光課商工労働係	(0153) 24-5619	

北海道経済部資源エネルギー局 資源エネルギー課産業保安係

TEL 011-231-4111 内線26-181